

岩手大学の学部長等の選考等に関する規則

平成27年2月24日 制定
令和5年9月28日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学における学部長、副学部長、研究科長、副研究科長、連合農学研究科長補佐、学部附属の教育研究施設の長並びに附属学校の園長及び校長の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学部等」とは、各学部、教育学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科をいう。

2 この規則において「学部長等」とは、各学部の学部長並びに教育学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科の研究科長をいう。

3 この規則において「副研究科長等」とは、教育学研究科及び獣医学研究科の副研究科長並びに連合農学研究科の研究科長補佐をいう。

4 この規則において「学部附属施設長等」とは、学部附属の各教育研究施設の長並びに附属学校の園長及び校長をいう。

(選考基準)

第3条 学部長等、各学部の副学部長（以下「副学部長」という。）、副研究科長等及び学部附属施設長等は、次の各号のすべてに該当する者のうちから選考する。

一 当該学部等の専任の教授である者

二 人格が高潔で、学識が優れている者

三 当該学部等における教育研究活動等を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育学研究科及び獣医学研究科の研究科長及び副研究科長は、当該研究科の教育研究を担う教授である者のうちから選考する。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、連合農学研究科長は、連合農学研究科の研究指導を担当する資格を有する岩手大学の専任の教授である者のうちから選考し、連合農学研究科長補佐は原則として研究科の専任の教員とし、専任の教員がその職に就けない場合は、連合農学研究科の主指導教員資格を有する岩手大学農学部所属教員のうちから選考する。

4 学部附属の教育研究施設の長の選考にあつては、第1項第1号に掲げる者のほか、当該学部の専任の准教授である者を含めることができる。

(選考の事由)

第4条 学部長等、副学部長、副研究科長等及び学部附属施設長等（以下本条においてこれらを総称して「組織の長等」という。）の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

一 組織の長等の任期が満了するとき。

二 組織の長等が辞任を申し出たとき。

三 組織の長等が欠員となったとき。

(選考の時期)

第5条 学部長等の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の3月前（連合農学研究科長の選考においては2月前）までに、前条第2号又は第3号に該当する場合はその事由が発生したときに速やかに行うものとする。

2 副学部長、副研究科長等及び学部附属施設長等の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の1月前までに、前条第2号又は第3号に該当する場合はその事由が発生したときに速やかに行うものとする。

（学部長等適任者の推薦）

第6条 当該学部等は、学部長等に適任の者（以下「学部長等適任者」という。）を1名選出し、学長に推薦する。

2 前項の学部長等適任者の選出手続きは、当該学部等が別に定める。

（副学部長適任者の推薦）

第7条 各学部は、副学部長に適任の者（以下「副学部長適任者」という。）を3名選出し、学長に推薦する。

2 前項の副学部長適任者の選出手続きは、各学部が別に定める。

（副研究科長等適任者の推薦）

第8条 教育学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科の研究科長は、副研究科長等に適任の者（以下「副研究科長等適任者」という。）を1名選出し、学長に推薦する。

（学部附属施設長等適任者の推薦）

第9条 当該学部は、学部附属施設長等に適任の者（以下「学部附属施設長等適任者」という。）を1名選出し、学長に推薦する。

2 前項の学部附属施設長等適任者の選出手続きは、当該学部が定める。

（選考及び任命）

第10条 学長は、第6条第1項により推薦された学部長等適任者に対し、面接を実施したうえで選考し、学部長等に任命する。

2 学長は、第7条により推薦された副学部長適任者を選考し、副学部長に任命する。

3 学長は、第8条により推薦された副研究科長等適任者を選考し、副研究科長等に任命する。

4 学長は、前条第1項により推薦された学部附属施設長等適任者を選考し、学部附属施設長等に任命する。

（学部長等の任期）

第11条 学部長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、学部長等が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学部長等の任期は、任命の日から1年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。この場合の任期は、前項ただし書きの期間の算出においては2年とみなすものとする。

（副学部長の任期）

第11条の2 副学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、副学部長の任期は、その任期の開始の日現に当該学部の学

部長である者又はその任期の開始の日に学部長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。この場合の任期は、前項ただし書きの期間の算出においては2年とみなすものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、副学部長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の副学部長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合の任期は、第1項ただし書きの期間の算出においては2年とみなすものとする。
- 4 第1項から第3項の任期の末日までの間に定年により退職を迎える者は、第7条第1項による副学部長適任者として推薦することはできないものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、学部長等が辞任、事故等により欠けた場合の副学部長の任期の末日は、後任の学部長が任命される日の前日とする。

(副研究科長及び学部附属施設長等の任期)

第12条 副研究科長等及び学部附属施設長等の任期は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科の副研究科長の任期にあつては、その任期の開始の日現に研究科長である者又はその任期の開始の日に研究科長へ就任する予定である者の任期を超えないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、副研究科長等及び学部附属施設長等が辞任、事故等により欠けた場合における後任の者の任期は、前任者の任期の末日までの期間とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、研究科長が辞任、事故等により欠けた場合の副研究科長の任期の末日は、後任の研究科長が任命される日の前日とする。

(解任)

第13条 学長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学部等の意見を聴いたうえで、当該学部長等を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 三 その他学長が学部長等たるに適しないと認めるとき。
- 2 学長は、原則として当該学部の意見を聴いたうえで、前項の規定に準じて、副学部長、副研究科長等及び学部附属施設長等を解任することができる。
 - 3 学長は、前2項により学部長等、副学部長、副研究科長等及び学部附属施設長等を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(総合科学研究科長の任命)

第14条 総合科学研究科長（以下次条から第19条までにおいて「研究科長」という。）は、副学長の中から学長が任命する。

(総合科学研究科長の任期)

第15条 研究科長の任期は、前条により学長から任命された日から、当該研究科長の副学長としての任期の末日までとする。

- 2 前項の規定は、研究科長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の研究科長の任期について準用する。

(総合科学研究科副研究科長適任者の推薦)

第16条 研究科長は、総合科学研究科副研究科長に適任の者を総合科学研究科の専攻長の中から1名選出し、学長に推薦する。

(総合科学研究科副研究科長の選考及び任命)

第17条 学長は、前条により推薦された総合科学研究科副研究科長に適任の者を選考し、総合科学研究科副研究科長（以下次条から第19条までにおいて「副研究科長」という。）に任命する。

(総合科学研究科副研究科長の任期)

第18条 副研究科長の任期は、前条により学長から任命された日から、当該副研究科長の専攻長としての任期の末日までとする。ただし、その任期の開始の日現に研究科長である者又はその任期の開始の日に研究科長へ就任する予定である者の任期を超えないものとする。

2 前項の規定は、副研究科長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の副研究科長の任期について準用する。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、研究科長が辞任、事故等により欠けた場合の副研究科長の任期の末日は、後任の研究科長が任命される日の前日とする。

(総合科学研究科副研究科長の解任)

第19条 学長は、原則として総合科学研究科の意見を聴いたうえで、第13条第1項の規定に準じて、副研究科長を解任することができる。

2 学長は、前項により、副研究科長を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(理工学研究科の副研究科長適任者の推薦)

第19条の2 理工学研究科長は、理工学研究科副研究科長に適任の者を理工学部の副学部長の中から1名選出し、学長に推薦する。

(理工学研究科副研究科長の選考及び任命)

第19条の3 学長は、前条により推薦された理工学研究科副研究科長に適任の者を選考し、理工学研究科副研究科長（以下次条から第19条の5までにおいて「副研究科長」という。）に任命する。

(理工学研究科副研究科長の任期)

第19条の4 副研究科長の任期は、前条により学長から任命された日から、当該副研究科長の理工学部副学部長としての任期の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理工学研究科長が辞任、事故等により欠けた場合の副研究科長の任期の末日は、後任の理工学研究科長が任命される日の前日とする。

(理工学研究科副研究科長の解任)

第19条の5 学長は、原則として理工学研究科の意見を聴いたうえで、第13条第1項の規定に準じて、副研究科長を解任することができる。

2 学長は、前項により副研究科長を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 副研究科長が理工学部副学部長を解任されたときは、学長は、当該者を副研究科長から解任する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、学部長等、副学部長、副研究科長等及び学部附属施設長等の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第12条第1項の規定にかかわらず、令和4年6月1日に農学部附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター、農学部附属生物環境制御装置室及び農学部附属自然エネルギー利用温室の長である者の任期は、令和6年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月27日から施行する。
- 2 第4条、第5条第2項及び第7条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までは、この規則の施行の日の前日に現に副学部長である者を当該学部の副学部長とし、この規則の施行後初めての第7条第1項による各学部からの副学部長適任者3名の推薦は、令和6年2月末までに行うものとする。
- 3 第11条の2第1項の「引き続き4年を超えることができないものとする。」の規定は、令和5年4月1日に現に国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則第3条第1項第7号の評議員である者にあつては、「国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則第3条第1項第7号の評議員としての任期を含めて、引き続き4年を超えることができないものとする。この場合、当該評議員としての任期が2年に満たない期間がある者にあつては、その期間を2年とみなすものとする。」と読み替える。

附 則

この規則は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第12条関係）

副研究科長等及び学部附属施設長等の任期

学部等	副研究科長等及び学部附属施設長等	任期	再任	任期の取扱い
人文社会科学部	こころの相談センター長	2年	再任可	—
教育学部	附属自然観察園長	2年	再任可	—
	附属学校の園長及び校長（附属学校長）	3年	附属学校長の再任又は2以上の附属学校長の兼任は不可	—
理工学部	附属ソフトパス理工学総合研究センター長	2年	再任可	—
	附属ものづくりエンジニアリングファクトリー長	2年	再任可	—
	附属理工学系教育研究基盤センター長	2年	再任可	—
農学部	附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属動物病院長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属動物医学食品安全教育研究センター長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属生物環境制御装置室長	2年	再任可	—
	附属植物園長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属農業教育資料館長	2年	再任可	引き続き4年を超えない範囲内
	附属自然エネルギー利用温室長	2年	再任可	—
教育学研究科	副研究科長	2年	再任可	
獣医学研究科	副研究科長	2年	再任可	
連合農学研究科	研究科長補佐	2年	再任可	